慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治初年の村落構造とその変化の意味
Sub Title	Über die Beziehungen zwischen Dorfverwaltungswesen und Sittlichkeit in der ersten Meiji-periode
Author	大渕, 英雄(Obuchi, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1971
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.11 (1971.) ,p.17- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000011-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初年の村落構造とその変化の意味

Über die Beziehungen zwischen Dorfverwaltungswesen
und Sittlichkeit in der ersten Meiji-Periode

大　淵　英　雄
Hideo Ohbuchi

1

明治国家は幕藩社会と異なる自己の政治的支配統治を確立するために，権力の統一強化を遂行せねばならなかった。また，その遂行は明治国家が自己の権力機構を強化し，その底辺を拡大することでもあった。権力の統一強化が幕藩社会における支配的権力秩序を否定し，そのうえに新たな政治的支配統治形態をもたらしながらも，国家の権力的底辺を拡大することが，それまでの支配的身分秩序を全面的に否定せずに，それを踏襲する方向で進められざるをえなかった情況にあったといえよう。このように二つの側面をもつ明治国家の政治的支配統治は，幕藩制社会における支配的身分秩序を自然化して究極的に普遍的な原理である「天理」に基礎づけられたものとみなし絶対化永久化したものとは異なり，絶対的な天皇人格の権威にその基礎をおく政治的支配統治形態を形成してきた。イデーとしての「理」による政治的支配統治から，絶対的天皇人格の権威による新たな政治的支配統治への移行をその間にみることができる。社会が社会としてではなく，自然として存在していたのに対して，その自然を社会化し「作為」としての社会の発見の過程でもあった。この過程で，絶対的人格的権威者として天皇を迎え，天皇を政治的人格として把え，それが絶対的であるが故に，天皇が全ての法や道徳に先行する根源的な政治的人格として把えられた。この限りで，究極的に普遍的な原理としての「天理」に代って，絶対的に根源的な天皇人格が登場しても，天皇人格が「天理」化しうるものでもあった。

他方，明治国家の政治的支配統治は，自己の権力的底辺を拡大する必要から，既存の身分的秩序を否定するのでなく政治的人格としての天皇の政治的支配秩序としての身分秩序に組替えなければならなかった。それは国家の権力的統一強化のためと，その実現のためにできるだけ不必要な抵抗を避けるためでもあったといえよう。

政治的人格としての天皇は自己の絶対的人格の権威により，全ての法・道徳に先行して存在しているのであるから，法・道徳とは天皇の意志とされ，政治そのものが絶対化され権威あるものとみなされてくる。それ故に，政治は天皇に帰属し，国民の自発的な意志をたかめて法にすることが否定される。政治的支配が天皇に人格的権威を与え，その権威に庶民生活に根ざす神々に対する畏敬の念を媒介させ強化させ，庶民の自発的な意志を畏敬の念と対応させることによって，自発的（超批判的）な服従（信仰）に変質・鈍化させることとなった。これによって，庶民を政治から疎外させて「国民＝皇民」化し，政治的支配統治を推進させた。したがって，庶民にとっての法（政治）は自己の主体的な意志に基づいて制定されるのではなく，自己の意志に直接かかわりなく第三者によって制定される政治的規範として法（政治）が把えられているにすぎない。庶民の内的自律的な行為の規範化として法・政治が考えられていないのであるから，それはますます天皇の意志＝法として権威化され絶対化される。その自発的（超批判的）な遵守が国民の「道」であるとして期待され教育されもする。法は道徳化されることによって法として作用し，道徳は法（天皇の意志）となることによって道徳として機能する（註1）。

天皇は政治的人格として法を法とする究極的権威の担い手ではあるが，法を変革する主体ではなかった。天皇の人格的権威を侵さぬ限りで，既存の政治的支配秩序の「上」なる支配者層が天皇の政治的意志を実質的に形成する。ここにも政治的支配秩序の「下」なる庶民が政治に直接介入することが排除されているといえよう。その時その時の支配者層の意志が，天皇の人格的権威のもとに（天皇の名のもとに）正統化され，それ故に支配者層の統治行為が絶対化され，天皇の名のもとに超批判的なものとみなされることになる。このことは，天皇と庶民とはともに実質的にはその立場が非政治化され，そのことによって両者の関係も非政治化され，非政治的関係として「国民道徳」とみなされ，支配関係が道徳として美化・絶対化されるようになる。ここに，既存の政治的支配秩序が「国民道徳」として教育され，政治的支配秩序の維持が「国民道徳」の実践的課題とされ，既存の秩序を定着し存続させることになる。即ち，政治は何時も道徳によって補完されねばならないことになり，政治は道徳として教えられねばならなくなる。政治が道徳の名において批判の対象ではなくなり，それへの服従＝信仰が強いられる。服従が強いられ教育される限りにおいて，天皇が政治的主体であるかのように意識されてくることになる。

天皇が政治的主体でなく，政治的人格の究極的な権威の担い手である限り，現実の支配者層が政治的主体を形成し，究極的な権威の担い手である天皇の名のもとに，自己の政治的支配統治を展開してくる。その政治的支配統治は天皇と庶民とがともに非政治的関係のもとに位置づけられているので，両者の間に非政治的な「官僚機関」を設定し非政治的関係を媒介させることになる。そして現実に妥当している諸事実関係を「世間の風儀」として規範化し，規範の規範としての「国民道徳」の名のもとに美化強要する。この意味で，政治過程は非政治化され非政治的関係として現象し，既存の事実が支配し規範化されることによって既存の支配秩序の再生産が講じられることになる。政治過程は，したがって，現実の事実関係であり，事実が支配する力関係にほかならない。政治は庶民にとって常に「上」のものであり，「上」は政治を道徳として「下」なる庶民に供給するものである。事実としての身分的秩序のもとでの下の上に対する服従は，非政治化された日常的な事実関係に埋もれることであって，権力に対する服従ではない。支配者層にとって政治は「作為」の世界となりえても，被支配者層である庶民にとって政治は「自然」の世界に属している。

支配者層の政治的支配の形態は，非政治的な官僚機構を媒介し天皇の名のもとにその官僚機構を独占的に支配することによって，実質的に官僚機構を政治化しその支配を貫徹しようとする。この政治過程は庶民にとって「自然」の流れであり，その流れにとり残されないためにも，「自然」の道徳を遵守しなければならなかった。道徳が遵守され美化されればされる程，それだけ道徳の究極的権威をなす天皇統治が神聖化されてもくる。政治の世界を限定し独占化することによって，非政治的世界を拡大し，政治的支配統治を道徳化し道徳のなかに解消させることによって政治的支配統治を確立してくる。

明治国家の政治的支配統治は権力の統一強化において「政治的変革」をなしつつも，その権力の底辺の拡大において既存の身分秩序を踏襲し道徳化して政治的支配統治を押し進めてきた。この意味で，制度的変革が必らずしも社会的変革をともなわずに進行してきているといえよう。

このような視点から，本稿においては長野県諏訪市湖南地区の南真志野の事例について明治6～8年の時期に焦点を合わせ，村落の構造的変化を把えてみようと思う。

明治9年以降については，稿を改めて触れてみたい。

2

明治7年，筑摩県からだされたと考えられる「五伍法則」(註2) の前文は次の文章から始まる。

夫人ハ万物ノ霊ニシテ天地間ニ生ヲ稟ルモノ人ヨリ尊キハナシ。皇国ノ民トシテ御惟新ノ明時ニ会シ万民御撫育ノ難有キ御趣意ヲ弁知セスンハ有ヘカラス。其御恩沢ヲモ弁知セス父子夫妻兄弟ノ何タル事，倫理ノ道ヲモ不知シテ徒ラニ一生ヲ過ルハ人間ト生タル甲斐ナキ事ナラスヤ。人ノ禽獣ニ異ナル所以ハ五倫五常ノ道備リ，節義ヲ行フノ心アル故ヲ以テナリ。

ここには，「皇国ノ民トシテ」と表現されていることのなかに，旧来の権力秩序を否定し，新たな権力の統一強化をはかることによって明治国家が自己の政治的支配統合を遂行しようとしていた基本的姿勢のあらわれとみることができよう。また，そのためにも，皇国の民として庶民を支配掌握するものとして「五伍法則」を制定したといえよう。そこでは，「御惟新ノ明時ニ会シ万民御撫育ノ難有キ御趣意ヲ弁知」することが，明治国家のもとで「皇国ノ民トシテ」の徳とされている。それは，「万民御撫育ノ難有キ御趣意」・「御恩沢」を「倫理ノ道」

として日々生活することを意味し，この「倫理ノ道」を遵守することが，皇国の民としての生甲斐であるとしている。この意味において，人間が人間（「皇国ノ民」）たる所以は，「五倫五常ノ道」を会得し，その道が教える「節義」の心を保持することにあると説いている。

恐らくこれに類するものは，筑摩県に限られたものでなく，他県においても認めうる事例であろう。五伍法則の前文の書出しの文章から既に明らかなように，皇国として明治国家がその政治的支配統治の過程において，法が担った具体的な機能・意味を把え直してみなければならぬ。そこでは政治的支配統治においてその支配者が，皇国の民として「万民」を同じく「御撫育」するのであり，この「万民平等の原則」を，天皇＝皇国の政治的支配のもとに位置づけ，それを政治的支配被支配関係としてではなく，「倫理ノ道」・「五倫五常ノ道」として非政治的な道徳（「皇国ノ民」の道徳）的規範に置きかえて説いている。この皇国の民としての道が，人間の本性に根ざし社会的対人関係を規律する道徳として説かれ，これを遵守することが皇国の秩序に連なり，したがって，「其御恩沢」に応えることであるとされている。これは，皇国の民が政治的人間としてではなく，道徳的人間として存在することを期待しているといえよう。このようにして，天皇＝皇国とその民との関係は，政治的支配関係としてではなく，道徳的規範として把えられることになる。さらに，

第一御国恩ヲ弁ヘ国ニ報スルノ道，片時モ怠慢アルヘカラス。親族常ニ親睦シ尊長親ハ卑幼ヲ憐レミ卑幼ハ尊長ヲ敬シ孝ヲ尽シ，人ト交ルニハ信ヲ以テシ，総テ人倫ノ道ヲ正明ニスヘシ。仍テ今般更ニ五伍ノ法ヲ設ケ互ニ善ヲ責メ悪ヲ戒メ，人ノ人タル務ヲ務メ，一家家々ノ生業ヲ全フシ，永ク天恩ヲ報セシメン事ヲ要ス。

明治国家の政治的支配関係が非政治化されて道徳的規範として庶民に受止めさせようとしたので，道徳的規範化された政治的支配関係は，その政治的支配統治を，「国恩」として受止めさせ，「国ニ報スルノ道」が皇国の民としての「人倫ノ道」であると説く。このことによって，政治的支配そのものを自然化し，そのことによって固定化させ永続化しようとしたといえよう。

政治的支配関係を道徳的規範として皇国の民に強要するのであるから，その規範の遵守の如何が善・悪の評価尺度ともなる。このことにより，自然化され事実としての「道徳」が再び政治化されることにもなる。そこでは道徳的規範も政治的規範としての法と同様に考えられ，両者は摩替えられうるものとなる。それは両者がともに天皇の権威を前提にし天皇の意志＝規範として考えられている限りで摩替えられることになる。

明治国家の形成過程において，地方官が如何に法を把えていたのか，そしてその把握のうちに既存の意識がどのように作用しているのかを把えることが必要なのもそこに問題があるからである。例えば，本山筑摩県令による強引な権力的統治とその指導のもとに，山林国有化が強行されたのは，法制度に基づいた行政執行としてだけでなく，それ以上に「雄藩の志士」としての本山筑摩県令の側面を考え合せなければならないのも，そのためである。殊に明治初期においては法制度をもって把えるだけではなく，その具体的な遂行過程そのものが問題となってくる。

この「五伍法則」にしても同様である。明治国家＝皇国の民として，「総テ人倫ノ道ヲ正明ニス」ることによって，「永ク天恩ヲ報セシメン」とするために，「五伍ノ法ヲ設ケ」ることになった。このことは，明治国家の政治的支配を非政治的な道徳として享受することを説き，幕藩社会の根本的原理である身分的秩序を皇国の民の道徳的規範に組替えながら踏襲することにほかならない。だが，この過程は直線的に進んだのではなかった。明治国家の権力の底辺を拡大すること，殊に地方制度を如何に推進するかに苦慮したのは単に地方官のみではなかった。

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ，外以テ万国ト対峙セント欲セハ，宜ク名実相副ヒ政令一ニ帰セシムヘシ。朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聴納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム。然ルニ数百年因襲ノ久キ或ハ其名アリテ其実挙ラサル者アリ。何ヲ以テ億兆ヲ保安シ，万国ト対峙スルヲ得ンヤ。朕深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廃シ県ト為ス。是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ，有名無実ノ弊ヲ除キ，政令多岐ノ憂無ラシメントス。汝群臣其レ朕カ意ヲ体セヨ。（註3）

これは明治4年7月14日に天皇が知藩事を招いた際の詔書である。ここでは，明治国家形成に際し直面している諸問題を内と外とに把えつつも，「何ヲ以テ億兆ヲ保安シ，万国ト対峙スルヲ得ンヤ」とその具体的な展開について苦慮している。しかし，それにもかかわらず，その基本的な方向については，「是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ，有名無実ノ弊ヲ除キ，政令多岐ノ憂無ラシメントス」ることが明らかにされている。基本的方向が明示されたが

その具体策が示されないままに，「汝群臣其レ朕カ意ヲ体セヨ」との詔書に基き知藩事は地方統治を具体的に遂行しなければならなかった。ここに，知藩事の統治行為が恣意的側面をもたざるを得ないことになった。

天皇にとって知藩事は，「群臣」であり「汝」の関係であり，地方官でありながらそれを超えた個人的関係としても把えられており，その限りで，「朕カ意ヲ体」することが期待されている。この期待に応えることが，「群臣」としての地方官の務めであった。国家統治のための合理的な地方統治形態の確立に苦慮しながらも，「群臣」（「家臣」）たる地方官は，その確立のために強力な統轄指導を行ない，「朕カ意」の具体化に個人的判断を加えながらその務をなしていたといえよう。

五伍法則の前文は，当時の地方官におかれていた立場から，地方統治の統合を政治的に合理的に確立するために書かれたものと考えられる。

そこには，既にみたように，国家の統治機構の合理化を志向しながらも，それを支えるためにも従来の身分的人間関係ないしは道徳を強調することによって，政治的支配と非政治的道徳とを対置させ，両者の関係を非政治化して，政治それ自体を天皇の人格的権威に集中させることによって，明治国家の政治的支配統治の浸透を容易にする基礎をなしたのである。

しかし，五伍法則の直接の目的は，恐らく旧藩制村の合併による新合併行政村の創設にあったと考えられる。五伍法則の制定と相前後して新合併行政村が誕生しているからである。南真志野は一藩制村であったが，これに近接する六ケ村（内三新田）で諏訪郡第15大区6小区となり，この第6小区の地域がそのまま明治7年10月に湖南村となった。

南真志野における五伍法則の初見は次の通りである。即ち，明治7年の南真志野村の「日記帳」(註4)に

九月廿七日

一，伍々御法則昨日戸長中ヨリ御沙汰之通リ伍々ヲ合拾戸壱組ト改正。番号順無之其適宜ニ致シ候ハ如何相談之事。

九月廿九日

伍々組合は宜敷様致シ被下と申候。

十月八日

一，今日伍長合拾戸壱組と改改致伍長相定，拾戸宛書訳，拾六組ニ相定候通リ源左衛門ニ銘々遺ス。

新合併行政村の創設の直前に制定された五伍法則は，前文と生活全般にわたる条文三十八ヶ条とから構成されている。

「市街村落モ戸籍番号ニ関セス最寄五戸ヲ以テ組合セ，内一人頭ヲ立ヘシ。是ヲ合セテ十戸トナシ，十戸ヲ以テ一組トス。十戸ニ合スルハ成タケ貧富取交組合スヘシ」，「止ヲ得サル事故ノ外，此組合無年季タルヘシ」との規定のもとに，従来から村落の内部組織として存在していたものを新たに採用活用し，拡大される新合併行政村の内部組織とすることによって地域統合を計ろうとしたものであった。その「五伍組合」は，「一家族親族ノ如ク親睦交結シ吉凶相歓助シ鰥寡孤独，疾病及ヒ盗賊水火等ノ災害ヲ協力救助ス」る組合であり，「小事ハ五伍ヲ以テシ五伍ノ力ニ及ハサルハ十戸ヨリ助ケ，一組ノ力ニ及ヒ難キ情実アラハ伍長ヨリ正副戸長ヘ申出，戸長検査ヲ遂ケテ事実余義ナキハ，一村ニテ協力スヘ」き互助の組織とされた。五戸組，十戸組，一村という互助組織の系統的拡大とその系統的掌握支配が考えられ，しかも，それらは「一家族親族ノ如ク」考えられ，自己の家族の拡大として村落組織を把えている。「協力救助」し合う互助組織であるために，「五伍各其職業ヲ励ミ，平常勤惰ヲ視察シテ互ニ督責シ家業ヲ勤ム」ことが期待される。

さらに，棄児堕胎についても，「倫理ヲ誤ルニ至ラン。実ニ不容易事ニ付，五伍及ヒ組合申合セ旧弊ヲ改洗シ，貧困ノ者ハ救助養育ノ便ヲ得セシメ，心得違ノ者等無之様，互ニ注意可致事」と規定され，そのためにも，「伍長常々組下ノ挙動ヲ察シ，貧窮ノ者ニハ救助ノ法ヲ設ケ，不正ノ者ハ悪ヲ戒メ善ヲ勤メ，脱籍ノ者無之様，伍長ハ勿論五伍組合互ニ心付，精々厳諭ヲ可加事」となり，「五伍組合」の組織化と，その伍長に組合掌握の役割を与えて，地域的統合とその統治を新合併行政村において遂行しようとしたと考えられる。

新合併行政村の内部組織として基礎づけられた「五伍組合」の規定をみる限り，「五伍組合」を「五人組」と読み替えれば，そのまま五人組帳の前書としても通用しそうである。この限りで，藩制村のもとに設置された五人組の組織と「五伍組合」のそれとの間には，組織それ自体としてそれ程の相違を認め難いといえよう。藩制村における五人組組織をそのまま踏襲することで，新合併行政村の設置とそれによる政治的支配統治を実現するためにできるだけ不必要な抵抗を避けようとしたことと，旧来からの村落における組織的基盤を新たに活用することで，村落的身分的秩序を拡大して新合併行政村の秩序へと編制し直し組織的基礎とすることとによるものであ

ろう。つまり，新合併行政村はその地域に含まれる諸村落の有力者層をその要職に就かせ，その機能を果さざるをえなかったことと，そのためにも，彼らの社会的基盤である旧来からの伝統的支配的身分秩序を継承し，拡大した新行政村の地域的統合を図らなければならなかったからである。この意味で，旧来からの村落の基礎的組織力を活用し強化し，混乱なく新行政村を創設するために，「五伍法則」が制定される必要があったのであり，それは政治的な考慮からなされたものであったと考える。

既存の地域的統合を温存し，その組織的基盤を活用して拡大した新行政村の地域を統合統治するためには，「五伍組合」を戸数番号の順序によらずに組織化し，その組合せについては村落ごとの伝統的組織様式を活用することによって永続化させようとしたのであった。五伍組合が藩制村における五人組と著しく機能的な類似性を示しているとはいえ，その機能的意味を異にしていることを見落してはならない。「御布告ハ衆庶悉ク奉体スヘキ為ニ時ニ時々掲示布達スト雖モ，中ニハ誤解イタシ或ハ読得サルヨリ等閑ニ心得不知不識罪ヲ請ルニ至ル。且皇国ノ民トシテ，皇国政府時々発令セラルゝ所ノ御趣意ヲ弁知セサルハ，実ニ恥ヘキ事ナルヘシ」とされ，「御布告，条々尊奉遵守スヘキ」為に，「毎月両三度必村吏宅又ハ学校社寺等適宜ノ場所ヘ集会，村吏，学校教員，世話役等御布告ヲ解読セシメ或ハ輪読シテ，互ニ疑義難字ヲ質問シ誤解ナキ様御趣意可相守事」が期待されている。つまり，ここでは，「皇国政府」の「御趣意ヲ弁知」し「相守」ることが要請され，そのために，「互ニ疑義難字ヲ質問シ誤解ナキ様」にするのに，五伍法則の前文の結びの但書に，「御布告学制ノ序ニ有之通リ人々自ラ其身ヲ立其産ヲ治メ其業ヲ昌ンニシテ以テ其生ヲ遂ルエエンノモノ百事本業学問ニアラサルハナシ」とあるように「習学勉励」が求められたのである。

「習学勉励」・「学問」が，「皇国政府」の「御趣意」を理解することに向けられ，その手段とされている。各人が「習学勉励」し「皇国ノ民」としての自覚をもつことが，皇国政府の意志を実現することと考えられ，五伍組合の組織化もそのためになされたものといえよう。しかし，「皇国ノ民トシテ」という限定を除けば，「村方ニテハ御布告講読有之。長内欠席。五伍組合之規則講読致ス」ことが毎年行なわれていたのであるから，この種の慣行を，先の目的のために組替えたものといえる。従来の生活慣行を踏襲し，それを「皇国ノ民トシテ」位置づけ，その限りで評価しているのである。

五伍法則が制定されるまでは，南真志野村では，戸籍法の戸数番号の順序に強く規制された村内の組織化が試行錯誤のうちにも進められていた。明治5年には戸数番号が毎戸に付られ，その順序で名面が記載されているが，それを5戸づつの組に組織することはなかった(註5)。前年（明治4年）までの5人組の記載もそこにはみられていない。同6年になると戸数番号の順序に機械的に5戸づつの組分けを行ない，その組にそれぞれ「判頭」が1名おかれることになった。しかし，戸数の増減によって組替が行なわれるので，その組は同一の構成で持続しにくく，集団として自立性に乏しいものであった。同7年に入ると，1月4日に第6小区の各村々の代表10名出席（南真志野村4人，北真志野村4人，大熊村1人，田部村1人，後山新田村欠席）して，「葬式之儀従前之組合ハ更ニ相廃止，自今五人組三組ニ限ル事」，「隣家之儀は番号前後弐軒ニ限ル事」，「門悔迄も相廃止」することを申合せ，「祝事右ニ準シ候事」に取極め，「配物禁止」にしている。さらに「旧諸講は誼候事，更ニ相廃止候事」等々を含めて，節倹の立場から決めている(註6)。

この申合せが，その後，南真志野村でどのように具体化して行ったかを辿ることにしよう。1月7日には，「金子長内殿戸長手伝ニ参リ候得共差支有之帰村，北真志野村ニテ観音堂エ村中寄合ヲ致シ組合ヲ相定メ」(註7)ることになった。第6小区（後の湖南村）の決定を南真志野村に持帰り，1月12日の判頭寄合で，「今般村内組々ヲ廃止シ拾五軒ヲ一社と相定，去ル四日小議事確定之通リ相談決着致」(註8)し，拾五戸組拾壱社を組織し，五戸組から一名の判頭を選出し，拾五戸組に三名づつの判頭が置かれることになり，新たに33名の判頭が決められた。(註9)

ところが，拾五戸組における判頭の役割が拾五戸組の設置に際して問題になってきた。つまり，従来の五戸組の判頭は，五戸組の「組頭」であり，それは拾五戸組の新設によっても変更はないが，その判頭が拾五戸組においても自動的に判頭であるとされたが，その判頭がまた拾五戸組の「組頭」でもあるのか否かが問題になったのである。

このような問題がとりあげられるには理由があった。その一つは，1月4日の決定が，節倹のための祝儀・不祝儀に関するものとして話合われ，その限りで「五人組三組ニ限ル」義理の範囲とその内容を制限したもので，村落生活全般にわたる組織として拾五戸組が設置されたのではなかったことである。もう一つの理由は，五人組・五戸組が南真志野村の内部組織としての各沢組の範囲

内でそれぞれ完結していたこと，そのために，沢組総寄合と五人組組頭寄合とが行なわれ，五人組組頭の上に沢組の組頭が置かれそれぞれの意志決定機関としての意味をもっていたが，新設の拾五戸組は村落組織のなかに位置づけられず，沢組を越えて組織されざるをえないので，従来の村落生活の慣行に抵触する点が多々あったということである。

この問題は次のように決着をみるに至る。

即ち，1月15日に，「郷蔵諸村中判頭中申出候は，村内拾五軒割之儀ハ組頭と致ニ付中出ル。依之判頭中申聞候は是迄種々申諭候得共，是非左様ニ被成度候ハ祝儀愁類之儀斗り組之頭ニ可致。其外一切拾五軒ニ而御布告は勿論火之番等ニ至迄，拾五軒限リニ而は相断候処，判頭中万服致ス」(註10) ことを得た。

この解決方法は，「村内拾五軒割」を行ない拾五戸組を設けても，「祝儀愁類之儀」に限定したうえで，三人の判頭が拾五戸組の組頭となるということである。拾五戸組の機能を祝儀・不祝儀に限定し，その限りでの組頭とするのであるから，既存の村落の組織変更を伴わずに，拾五戸組を設置するに留まった。したがって，五戸組と沢組との組織，判頭寄合と沢組総寄合とはそのまま存続され，拾五戸組の設置が村落秩序に基本的な変更を与えることはなかった。

拾五戸組の設置過程で，節倹の観点から祝儀・不祝儀の義理の範囲とその程度とを限定する際に，「旧諸講は誼候事，更ニ相廃止候事」とされただけではなく，拾五戸組の設置により，南真志野村の氏神である習焼神社（戸籍区の村社）の当番組までもが，沢組から拾五戸組に変更している。ここでは，講や氏神祭祀が信仰対象としてでなく，節倹の対象として処理されている。このことに注目しておきたい。信仰よりも節倹の対象として把えられているのは次の文章からもわかる。

来ル六月一日惣山定例之御祭礼ニ相成候得共，此度御改正ニ付而は如何取斗致候哉御相談申候処，当年ゟ御神酒料金拾弐銭五厘宛当番江相渡シ御神所江満ル。壱番社ゟ相始メ拾五軒宛ニ而相勤申候様相談相定メ申候事。右ニ付而は秋葉山，山ノ神，御桑様ヶ四社御祭礼之義ハ御神酒料金拾弐銭五厘宛相渡シ，立払之義ハ習焼社田差引ニ而勘定相立払可致様，相談相定申候事。(註11)

明治国家において，氏子改仮規則，神社・神官に関する細目等により，全国の神社に社格を設定し，それに応じた職制を設け神社行政を整備し，戸籍法と一体をなして地方の政治的支配統治を進めようとしていた。だが，当時，少なくともこの地域において，その支配統治形態を直接確立しようとしていたのではなく，そのためにも最も基本的な財政的な自立のために，講や神社祭祀も「節倹」の対象として把えられていたのである。五伍法則のなかにも，「一，新規社堂造営並ニ神仏開扉開帳臨時祭等ハ必ス出願ノ上許可ヲ可請事」，「一，社寺境内ノ竹木無願ニシテ伐採ヘカラス。神官僧侶ト雖モ同断ノ事」という二ヶ条の規定しかなく，その前文においても神社関係にいつては一言も触れられていない。神社を中心とした地域統合統治の形態を，ここにみることはできないことを重視したい。

ともあれ，このような経過で南真志野村に拾壱組の拾五戸組が設けられるようになったが，明治7年8月9日に，「区長中申候は検約之義は追而回章ニ而遺シ候旨差当リ申候は，検約左之通り。一，祝義葬式之義は万触拾戸ニ而可致。尤便宜に依り拾壱戸ニ而も宜敷候事」(註12) とある。拾五戸組を設置してから，僅か半年余りで改組がなされ，「倹約」の趣旨から拾戸組で祝儀・不祝儀を担当することとなった。ここに「検約之義は追而回章ニ而遺シ候旨」とあるのは，「五伍法則」のことで，その制定を前提として改組が話合われたといえよう。

「五伍法則」が制定されると南真志野村ではそれに応えて10月8日に，「伍長合拾戸組合名面帳」(註13) を作成し，それぞれ判頭をもつ五戸組が二組で拾戸組を組織し，「壱番社」から「拾六番社」まで設置された。10月21日には，「今夕判頭寄合致」シ，「右寄合御咄申候は，此程伍々ノ御法則ヲ此拾戸一組と改正致候ニ付而は，可相成たけ五軒ニ而相済。其上事立候儀は，拾戸限リニ而萬事御取斗可申候。但シ死去之節葬式前は酒一切出シ申間舗候事。一，火之番之義ハ拾戸限リニ相勤改正ニ致申候事。一，出火呂見之義も引揚改正致組々江渡ス事申談事候」(註14) との申合せを行なっている。

明治7年1月に組織された拾五戸組は，祝儀・不祝儀に関する組であったが，その設置後，半年余りにして拾戸組と改組され，拾戸組は，五戸組で処理できない場合に限り，「万事御取斗可申候」とされるに至った。ここでは「倹約」については但書に留めることになったにすぎない。それ故に，「火之番之義ハ拾戸限リニ相勤」めることにもなった。拾五戸組，拾戸組の設置の際に，節倹・倹約のための祝儀・不祝儀が問題となり，その限りでの義理の範囲とその内容の制限との関連から主に改組がとりあげられていた。新合併行政村の創設を目前にして，政治的考慮からの「五伍法則」を制定し，「万事御

取斗」う拾戸組とされ，その上，その組合せも，戸数番号の順序にとらわれることなく組織され，永続すべきものとされた。新合併行政村の内部組織として五戸組・拾戸組が評価され，新村の統合・統治の基礎的組織として組込まれたのである。

前回の拾五戸組の設置がその機能と判頭の役割とを問題にしたのであるが，今回の拾戸組の設置は，前回と同様の情況にあったにもかかわらず，拾戸組の機能と判頭の役割とが決定されている。両者の設置が上からの組織化として行なわれたのであるが，拾戸組の設置の場合には，五伍法則の制定による強制のもとに行なわれ，その強制は「皇国ノ民トシテ」の道徳的規範の形態でせまり，それ故に政治的支配統治の組織化を「人倫ノ道」として非政治化させるものであった。そこでは政治的支配関係を被支配者層にとって道徳的規範の問題として提示しているのである。

3

次に五伍法則に規定された明治８年の南真志野における諸集団の関係を氏神祭祀からみてみよう。

まず，明治８年の「御祭典料元仏帳」(註15)に記載されている祭典料の捻出方法をみると次の通りである。南真志野の氏神である習焼神社の社田は南真志野を構成する四つの沢組にそれぞれ分地され，各沢組の採種田を兼ねていたという。その分地された社田を小作地として氏子に耕作させ，その小作料を祭典費用として支出していた。

明治８年の祭典費用は，明治７年の小作料でもって支出された。西沢組から壱石五升（小作人長峰万蔵），南沢組から八斗（小作人原平八），野明沢組から壱石（小作人藤森治郎七），仲村沢組から壱石弐斗，合計拾俵五升の小作米を，四俵につき八円五拾銭の相場割で計算し，西沢組分五円五拾七銭八厘壱毛，南沢組分四円弐拾五銭，野明沢組分五円三拾壱銭弐厘五毛，仲村沢組分六円三拾七銭五厘，合計弐拾壱円五拾壱銭五厘六毛が小作料収入となる。この小作料収入と前年度（明治７年）の残金に利子を加えた総残金九拾三銭三厘五毛とが，つまり弐拾弐円四拾四銭九厘壱毛が祭典料収入総額である。

そのうち，五円四拾六銭壱厘六毛を，明治８年３月17日の習焼神社祭典の諸費用にあて，さらに，同７年６月１日の「惚山御祭礼入用」として拾弐銭五厘を，同８年１月17日の「山神社御祭礼ニ付諸入用」として五拾六銭をそれぞれ支出した。その残金拾六円三拾銭弐厘五毛が次年度の当番組に引継がれ，その際に「明治八乙亥年三月十七日改，利子年内壱割弐分五厘ニ相定置」くことになり，この元利合計金額が小作料に加えられて次年度の祭典料収入として計上される。つまり，習焼神社の祭典（３月17日）から祭典までが会計年度であり祭典の日に決算が行なわれる。それに立合うのは，南真志野出身の副戸長三名と伍長惣代四名とで「立合勘定相調申」すことになる。

「御祭典料元払帳」に関する限り，社田の小作料収入をもとに祭典が運営されている。沢組単位に分地されている社田が沢組の採種田を兼ねた小作地となり，しかも，沢組が従来祭祀の当番組であったのであるから，祭典費用の徴集には沢組結合が強く作用していると考えられる。しかし，沢組の氏子がその沢組に分地された社田の小作人となるとは限らないのは，藤森治郎七の事例で明らかである。

節倹のために，当番組の規模が縮少されて沢組から拾五戸組，拾戸組へと当番組が移行したのであろうが，沢組は僅かではあるが自己の共同財産を所持し沢組寄合等による意思決定組織でもあり，さらに社田＝採種田との関連で習焼神社との繋がりをもっていることが，祭典費用徴集の役割を沢組にもたせていると考えられる。沢組が祭典当番組でなくなったので，沢組と祭祀との関係が間接的になっている。両者の関係が，この時期において間接的になったのは，「節倹」のためばかりではなく，社田が各沢組の採種田であるという関係を残しつつも，採種田が同時に「小作地」としての価値をもっていたことを見落してはならない。(註16)

「御祭典料仕払之儀ハ村吏，伍長惣代立合之上元払簿江証印ヲ相受ケ可置」(註17)く，村吏（南真志野出身の副戸長），伍長惣代(註18)が連署捺印している。副戸長は習焼神社が村社格であることにより，伍長惣代は氏子惣代としての立場からのものであろう。伍長惣代とは32の五戸組を四等分し，それぞれから伍長惣代一名を選出し，４名の伍長惣代を南真志野の耕地惣代として湖南村が任命した者である。それ故に，伍長惣代の選出母胎として「四拾戸組」が組織されたが，これは各沢組と少しづつずれていた。明治８年に伍長惣代が設けられ，その選出母胎である四拾戸組は同11年までの期間では，単なる伍長惣代の選出母胎でしかなく，それ以上の村行政組織としての機能を未だもっていない。したがって，伍長惣代四名が連署捺印することは，実質的には各沢組の惣代として連署捺印するものと受止められていたであろう。習焼神社の祭典料を「立合勘定相調」べるのが南真志野を超えた湖南村の副戸長とそれと結びついた伍長惣代とによって行なわれていても，彼らがまた習焼神社の氏子で

もあったので，祭典に参加する者が全て氏子中であり，その限りで従来からの慣行の延長であるとみてよかろう。

それでは，この明治8年以降は，祭典の当番を担当したのはどの組であったのだろうか。「当番之儀は鬮取リ以テ相定弐番ヨリ三番四番ト順条相勤可申。出頭之儀は当日ハ勿論前日ヨリ社御掃除及幟足，其他買物等相揃可置。尤諸事伍長注意之事。御祭典前日祠掌扱所江当番之伍長届ケ可出事。当日出頭ハ祠掌ハ勿論正副戸長及伍長惣代正服着用，伍長ハ袴羽織ニテ拝礼可致事」(註19) とある。祭典当番は「鬮取り」で決め，その組が沢組や四拾戸組ではなかった。それは当番組が，「諸事伍長注意之事」，「御祭典前日祠掌扱所江当番之伍長届ケ可出事」とあることから，伍長をもつ組であり，その伍長が祭典当番組の責任者の役割を担っていたからである。

「鬮取り以テ相定弐番ヨリ三番四番ト順条相勤」めるとあるが，弐番・三番・四番と呼ばれる組は五戸組と拾戸組とで，両者とも伍長をそれぞれ1名と2名もっていた。拾五戸組にも判頭（伍長）が3名いたが，五伍法則制定後，文書記録に拾五戸組の記載がないのであるから，拾戸組の新設で拾五戸組は消滅したのであろうと考えられる。明治7年8月9日の南真志野村の日記に，「祝儀葬式之義は万触拾戸ニ而可致」とあり，この拾戸組が五伍法則の制定により組織化されたのであるから，明治8年からの祭典当番組を，拾五戸組に替って新たに拾戸組が担当することになったと考える。

4

湖南村の成立前後における南真志野の構造的変化を組組織の推移からみてきたが，その経過は，明治国家の地方支配統治の基礎としての新合併行政村の設置への行政的指導と，「凶年飢歳ノ備常ニ心ヲ用ヒ質素節倹ヲ守リ，無益ノ費ヲ省キ必非常，備可心掛事」(註20) という「教育」的指導とのもとに行なわれたといえよう。そこでは，「質素節倹」といういわば道徳的理念が，その結果において，「祝儀不祝儀」の義理の範囲とその内容との制限を申合せ，その申合せが村落構造における基本的な単位集団である五人組・五戸組の組織との関連でなされたので，「道徳的理念」が村落構造そのものの組織的変化を推進することになったのである。

この過程では，政治的支配統治が道徳的規範として受止められ，その限りで政治的規範としての法律が道徳的規範化されて了解されるので，政治的支配統治が非政治的支配としての「教育的指導」として分配されることになる。

明治7年1月における拾五戸組の設置，同年8月における拾戸組の設置決定は，ともに「節倹」理念の具体化として行なわれたのである。しかも，その具体化が，第六小区において拾五戸組の設置を，筑摩県の方針に基づきながら第拾五大区において拾戸組の設置を，それぞれ決めて行なわれている。「節倹」の問題が南真志野において提起され，そのための具体策が講じられたのではなく，行政的上位機関の決定と指導とのもとに行なわれている。このように村落構造の基礎的集団組織が行政的指導のもとに設置されていることを重視したい。

「節倹」理念はそのものとして形成されるのではない以上，「節倹」が強調されるにはそれなりの事情があったと考えられる。

明治8年11月の筑摩県参事から大区長，正副戸長にあてた第百六十四号の布達にみる限り，区長，正副戸長，学区取締等の給料は次の通りである。(註21)

○区長：1ケ月10円，人員30人，1ケ年分3,600円
○戸長：1ケ月7円，人員200人，1ケ年分16.800円
○副戸長：1ケ月5円50銭，人員800人，1ケ年分52,800円

以上合計73,200円となり，これを旧高割（六分）と戸数割（四分）とで，「民費徴集」して賄っている。さらに，

○学区取締：1ケ月9円，人員31人，1ケ年分3,348円，
○県社祠官：1ケ月5円，人員1人，
　祠掌：1ケ月3円50銭，人員1人，1ケ年分合計102円
○郷村社祠官：1ケ月4円，人員38人
　祠掌：1ケ月3円，人員199人，1ケ年分合計8,988円

以上合計12,438円。これを戸数割（五分）と人口割（五分）とで課している。

つまり，総合計85,638円がこれらの給料とされ，この他に「旅行一日金弐拾五銭，滞留一日金弐拾銭」が区戸長旅費として大区（区長分）と各町村（正副戸長分）とに割当てられ，各町村の扱所の小使（1人）に1ケ月3円以下の割合でその町村において支給しなければならなかった。この他にも各町村単位や各村落ごとにその費用が徴集されているのはいうまでもない。

上記の給料分だけでも，旧高割で一石につき10銭9厘強，戸数割で戸につき29銭4厘弱，人口割で1人につき

1銭1厘の負担となる。(注22)「節倹」が繰返し強調されたのは，以上の給料が「民費」徴集にかかっていたからであり，「地租雑税等ノ公納ハ大切ニ可相勤事」(註23) とされ，それだけ強力に遂行されねばならなかったのである。このように地方制度の確立が財政的基礎をともなわずに推進されねばならず，したがって，財政的基礎の確保＝「民費」徴集という根本的な課題を背負って地方制度は出発したのであった。(註24) 財政的な課題であるが故にまた政治的課題を，「節倹」という道徳的規範化することによって提示し，それも「課税」としてでなく，従来の村落自治の慣行にみられる「民費徴集」という形態を踏襲し拡大することで，村落的秩序規制＝「節倹」道徳の強要として地方統治を展開するのである。また，この意味での「節倹」道徳の強要が，自然化された村落秩序に組込まれることによって，「民費徴集」を容易にし，その結果，新たな行政機構を村落秩序の展開として整備させることにもなる。いわば，政治・道徳の一体的進行（政治の道徳化・道徳の政治化）の過程をそこに読みとることができる。

政治と道徳とが表裏の関係として進行するが故に，「節倹」道徳の強要は，村落構造と不可分に結合しているものとして会得されるので，「祝儀不祝儀」の義理の範囲とその内容の制限が，具体的な集団の創設ないしはその組織変更として把握され問題にされることになる。そのために，「祝儀不祝儀」という本来非政治的な義理の関係が，行政的な集団ないしは組織をも生みだすことになった。この意味で，拾五戸組，拾戸組の設置も，南真志野の村落生活の必要から直接行なわれたのではなく，それらの設置が義理の縮小と結びつき村落生活での民費削減を行なって，上級行政機関への民費徴集に応じねばならないからであった。

このような情況下におかれていたので，「節倹」道徳を単なる外的要請としてでなく自己の「道徳」としても受止めざるをえなかったといえよう。そこでは，その情況をもたらした諸原因を考えることなく，その情況下で現実に生活して行くために，「節倹」が現実的具体的な意味をもち，その限りで「節倹」が現実の生活組織との関連で把握され，その生活組織の変更へと導いたのであろう。つまり，「節倹」道徳を道徳として受止めたのではなく，「節倹」道徳＝現実生活という対応関係において把えている。この対応関係において拾五戸組・拾戸組の設置とその存続が保障されることになった。拾戸組がその存続の過程において，村落での現実生活からの諸要請に応える諸機能を拾戸組の諸機能として取入れるとともに，そのことが，「節倹」道徳を村落秩序として組替え展開し，村落生活を，村落構造を固定化させることにもなった。

「節倹」道徳＝現実生活という具体的な対応関係から出発し，その対応関係の自己展開が，村落秩序＝村落生活という抽象化一般化された対応関係を新たに生みだしてくる。この展開過程が，ほかならぬ政治的支配統治形態として進行し，村落秩序を媒介項として村落を統治する支配形態を生みだしてくるのである。南真志野は法制度上独立した行政単位ではなくなったが，その政治的支配統治の関係においては，現実的な機能を担うものとして逆に政治的な評価を受けるようになったといえよう。それは村落秩序をそのものとして評価しているのではなく，明治国家の新たな政治的支配秩序に位置づけられた限りの評価である。

註 1) この関係は，帝国憲法と教育勅語との制定に典型的に示されている。また法体系の整備にともなって，「国民道徳」が同時に問題とされた情況を考える必要がある。

註 2)『明治七甲戌年，五伍法則，月，金子長内』。尚，宮下一郎編著『藤沢村史』に参考資料として「五伍之法則」があるが，それには，「前文」の記載がなく両者に条文の表現に違いがみられるが，条文の意味は全く同じである。『五伍法則』の前文の次に「五伍之法則」とあり条文が始まっているので，『五伍之法則』は前文欠損と考えられる。従って年代不詳。

註 3) 明治四年七月十四日大政官布告第三百五十。

註 4)『明治七年，日記帳，八月，第拾五大区小六区諏訪郡南真志野村』

註 5)『明治五壬申年控戸数番号調帳，二月，南真志野村』

註 6)『明治六年，役要日勤録，十二月十五日ヨリ，原伴三』

註 7)，註 8)，註 9)，註10) はともに 註 6) に同じ。

註11)『明治七申戌年，日記帳，五月，第拾五大区小六区諏訪郡南真志野村』の五月三十日。

註12)『明治七年，日記帳，八月，第拾五大区小六区諏訪郡南真志野村』

註13)『明治七甲戌歳，伍長合拾戸組合名面帳，十月八日，南真志野村』

註14)，註13) に同じ。

註15)『明治八乙亥年，御祭典料元払帳，三月十七日』

註16) 明治九年ではあるが南真志野では五反未満の土地所有者が四分の三を占め，三反未満が六割を越えていることから，その土地所有の零細性との関連をも考える必要がある。

註17)『明治八年，習焼社御祭典仕法，三月十七日』

註18)「伍長惣代」の役職の初見は，『明治八年，湖南村，五伍名簿，一月，南真志野耕地』に，同年一月二日に湖南村事務扱所から，原伴三にあてた「今般伍長惣代之儀，村吏，伍長一同入札法ヲ以人撰候処相違無之候間，御勉勤可有之候也」である。この記載の前に，原伴三の「判下」の八つの五戸組とそれを構成している四十二戸の名面が記されている。つまり，四十二戸でこの「四拾戸組」が構成されていた。

註19)『明治八年，習焼社御祭典仕法，三月十七日

註20）『五伍法則』

註21）『明治八年，御布告，九月ヨリ，南真志野耕地』

註22）43,920円を旧高401,982石1斗5合88で割り，（「高無之村方ハ反別ヘ掛，右ノ金額ヲ適宜ニ割合ヘシ」とある。）35,449円を戸数120,759戸で割り，6,219円を人口564,332人で割ったのが，それぞれ旧高割，戸数割，人口割となる。

註23）『五伍法則』

註24）国政遂行要具としての町村強化が町村財政力の強化を不可欠な前提として考えられ，その結果，町村基本財産の確保・増殖が講じられ，その際に「節倹」・「勤倹貯蓄」が強調された。明治期において，明治初年と同四十年代とにそれが特にみられる。両者はその歴史的な意味を異にしているが，ここでそれを捨象してみるならば，両者がともに「節倹」・「勤倹」を強要している点で共通しているといえよう。後者は明治四十一年以降，桂内閣によって積極的に進められた「地方改良運動」をその典型とし，報恩精神に思想的根拠をもつ「勤倹貯蓄」の主張によって，消費の抑制・財政的基礎の確保と旧来の社会関係（支配関係）の積極的利用とによって，社会関係（支配関係）が構築している秩序の再編強化をもたらそうとしたものであった。この意味で両者は形態的に全く同様である。神社整理・部落有財産統一がこの両期においてみられ，それが各地方で完全に遂行されなかったとしても，前述の本来の政治的支配関係の基礎が構築されるならば，不必要な抵抗を避けるためにも無理に強行することはなかったといえよう。

（1971年1月25日稿）